

水戸市告示第32号

みと食べきり運動協力店登録要項を次のように定める。

令和元年6月13日

水戸市長 高橋 靖

みと食べきり運動協力店登録要項

(目的)

第1条 この要項は、外食又は食品販売における食品ロスの削減を促進するとともに、その取組を広く市民等に周知し、意識啓発を図るため、食品ロスの削減を実践する市内の飲食店、宿泊施設、食品販売店等（以下「飲食店等」という。）をみと食べきり運動協力店（以下「協力店」という。）として登録することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品ロスの削減 まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。
- (2) 30・10運動 宴会、会食等において、乾杯後30分間及び終了前10分間を自席で料理を楽しむ時間として呼びかけ、食べ残しを減らす運動をいう。
- (3) フードバンク 品質に問題がないにもかかわらず、包装の傷み、商品の入れ替え等の理由により市場に流通しない食品の寄附を受け、支援を必要とする施設等に無償で提供する活動を行う団体をいう。

(対象飲食店等)

第3条 協力店としての登録（以下「登録」という。）の対象となる飲食店等は、市内で営業する飲食店で、当該飲食店等において食品ロスの削減に関する活動として、次の各号のいずれかの取組を継続的に実施するものとする。

- (1) 30・10運動、適量注文等についての呼びかけ、ポスター掲示等による普及啓発
- (2) 提供する料理又は商品の量の工夫
- (3) 食材を無駄なく使い切る工夫
- (4) 食べ残した食品の持ち帰りへの対応
- (5) 消費期限又は賞味期限が迫った商品の値下げ又は加工販売
- (6) フードバンクへの食品の寄附
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める取組

2 前項の規定にかかわらず、飲食店等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が店長、所長その他の飲食店等を代表する者（以下「代表者」という。）である場合

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける営業を行う飲食店等である場合

(登録の申請)

第4条 登録を希望する飲食店等の代表者は、みと食べきり運動協力店登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る飲食店等の登録を決定し、当該申請をした者に、みと食べきり運動協力店登録証(様式第2号)並びに別に定めるのぼり旗、登録ステッカー及び啓発用卓上ポップ(以下「登録証等」という。)を交付するものとする。

(登録台帳)

第6条 市長は、前条の規定により登録を決定したときは、当該登録に係る飲食店等の情報をみと食べきり運動協力店登録台帳(様式第3号)に登録するものとする。

(公表)

第7条 市長は、第5条の規定により登録を決定した飲食店等の情報を、ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により公表するものとする。

(登録証等の掲示)

第8条 第5条の規定により登録の決定を受けた飲食店等の代表者は、同条の規定により交付された登録証等を当該飲食店等の店舗等の見やすい場所に掲示し、又は設置するものとする。

(食中毒等の発生の予防)

第9条 協力店は、第3条第1項第4号から第6号までに掲げる取組の実施に当たっては、自己の責任において、食中毒等の発生の予防に留意するものとする。

(登録の有効期間等)

第10条 登録の有効期間は、当該登録の決定を受けた日から起算して5年間とする。

2 協力店は、前項の有効期間が満了したときは、第5条の規定により交付されたのぼり旗、登録ステッカー及び啓発用卓上ポップを返還しなければならない。

(登録の更新)

第11条 登録の更新を希望する飲食店等の代表者は、有効期間の満了の日の30日前までに、みと食べきり運動協力店登録更新申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る飲食店等の登録の更新を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録の更新を決定したときは、当該申請をした者に、みと食べきり運動協力店登録証を交付するものとする。

(変更の届出)

第12条 協力店は、第4条又は前条第1項の規定による申請に係る事項に変更が生じた場合は、速やかにみと食べきり運動協力店登録変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の辞退等)

第13条 協力店は、第3条第1項各号に掲げる取組を中止し、又は登録を辞退するときは、速やかにみと食べきり運動協力店登録中止・辞退届(様式第6号)に登録証等を添えて、市長に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第14条 市長は、第4条の規定による申請の内容に虚偽があった場合、協力店が前条に規定する届出をしない場合又は信用を失墜する行為を行う等協力店として適当ではないと判断した場合は、登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、書面により当該登録を取り消された飲食店等の代表者に通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された飲食店等の代表者は、速やかに登録証等の掲示等を取り止め、市長に返還しなければならない。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。